$$\times 1{,}000 \times 12'_n) + \sum_{n=26}^{30} (J_n \times 1{,}000 \times K_n) + \sum_{n=27}^{30} (L_n \times$$

$$1{,}000 \times M_n) + \sum_{n=26}^{30} (N_n \times 1{,}000 \times O_n) + \sum_{n=27}^{30} (N'_n \times$$

$$1{,}000 \times O'_n)$$

算式アの符号

A　測定単位の数値

B_1　都道府県立病院病床数

B_2　都道府県立病院特例病床数

C_1　病院事業に充てるため平成４年度から平成13年度までに発行を許可された地方債（平成14年度に許可を受けた平成13年度以前に基本設計等に着手した事業に係るもの（以下「平成13年度以前からの継続事業」という。）を含む。）の元利償還金の額に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成13年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を含む。）の元利償還金に３分の１を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C_2　病院事業に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を除く。）の元利償還金の額に３分の２を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備に充てるため平成14年度に発行を許可された地方債（平成13年度以前からの継続事業を除く。）の元利償還金に３分の１を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D_n　病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降の平成n年度に発行について同意又の端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院事業債元利償還金密度」という。）、平成十五年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二二六を、平成十四年度に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十四年度からの継続事業」という。）に係るものの額に〇・〇〇一七一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一七一を、平成十六年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二二六を、平成十四年度からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一七一を、平成十七年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一七一を、平成十四年度からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一七一を、平成十八年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一九を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一六四を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一六四を、平成十九年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一一九を、平成十四年度からの継続事業及び平成十四年度からの継